

新潟市建設工事総合評価方式に関するFAQ

新潟市都市政策部

技術管理課

令和2年4月

このFAQをご覧いただくにあたり、「総合評価に関するお知らせ」などについても併せてご覧ください。

<http://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/sougou/important.html>

新潟市建設工事総合評価方式に関するFAQ

◆ 共通的事項

- Q 1 : 自己評価表、簡易な施工計画書のファイル名入力方法について
- Q 2 : 個別説明書の記載事項の解釈について
- Q 3 : 電子申請システムに係るシステム障害時の取り扱いについて

◆ 工事の施工能力【企業の能力】に関する事項

- Q 4 : 工事成績（平均点）について
- Q 5 : 同種、同種・類似工事の捉え方について
- Q 6 : 総合評価方式受注回数、受注実績の対象範囲について

◆ 工事の施工能力【配置予定技術者の能力】に関する事項

- Q 7 : 配置予定技術者を複数入札案件に記載した場合について
- Q 8 : 配置予定技術者の役職について
- Q 9 : 配置予定技術者の資格の範囲について
- Q 10 : 配置予定技術者の途中交代について
- Q 11 : 配置予定技術者のCORINS以外の実績証明について
- Q 12 : 配置予定技術者の実績証明の取得方法について

◆ 地域・社会貢献度に関する事項

- Q 13 : 災害時活動協力について（その1）
- Q 14 : 災害時活動協力について（その2）
- Q 15 : 除雪協力について（その1）
- Q 16 : 除雪協力について（その2）
- Q 17 : ボランティア活動について
- Q 18 : 新たに予定するボランティア活動について
- Q 19 : ボランティア活動の評価区分について（その1）
- Q 20 : ボランティア活動の評価区分について（その2）
- Q 21 : ボランティア活動における注意事項について
- Q 22 : 市内企業の活用において元請が手配・発注した機器や材料について
- Q 23 : 市内企業の活用の共同企業体の場合の扱いについて
- Q 24 : 市内企業の活用率について
- Q 25 : 市内企業活用率の未達成について

◆ 客観的な優良性に関する事項

- Q 26 : ISO9001、ISO14001の認証登録について
- Q 27 : 優良工事表彰等について

◆ 高齢者雇用、障がい者雇用 に関する事項

Q 2 8 : 落札候補者となった場合の提出資料について

Q 2 9 : 総職員数の取扱いについて

Q 3 0 : 高齢者雇用、障がい者雇用と本社の位置の関係について

【個別事項】

◆ 共通的事項

Q 1 : 自己評価表、簡易な施工計画書のファイル名入力方法について

簡易な施工計画書のファイル名は、自己評価表のファイル名の記入と同様、「入札公告の案件番号_(半角アンダーバー)、業者番号_(半角アンダーバー)、yousiki2」の表記でよろしいか。

A : 技術評価点自己評価表については、入札案件公告に添付され、その時点でファイル名は、「yousiki1-KA3_04(KEM).xls」(一例)となっています。

また、簡易な施工計画書については、入札案件公告に添付される「総合評価方式個別説明書」において説明していますが、新潟市ホームページ【技術管理課(建設工事総合評価方式)のページ】よりダウンロードしていただくようお願いしています。

その時点でファイル名は、「yousiki2.xls」となっています。

技術評価点自己評価表や簡易な施工計画書を提出する際には、当初のファイル名の前方に入札公告案件番号と業者番号を半角入力で加えてください。

その際、入札公告案件番号、業者番号、当初のファイル名の間には半角で“_”(アンダーバー)を入れてください。

(自己評価表の例 : 入札公告案件番号_業者番号_yousiki1-KA3_04(KEM).xls)

(簡易な施工計画書の例 : 入札公告案件番号_業者番号_yousiki2.xls)

※業者番号とは、新潟市ホームページに掲載する競争入札参加者名簿の「業者コード」のことを指します。

なお、ファイル名の記載方法については、新潟市ホームページでお知らせしている「自己評価にあたっての留意事項」の「1. 留意事項全般」でも記載しています。

ご確認ください。

Q 2 : 個別説明書の記載事項の解釈について

総合評価方式個別説明書中、同種工事および同種・類似工事の欄の最下段に「※ 評価は一契約単位で行います。」と記載されているが、入札案件で、評価要件に関する事項が2つ設定されている場合(例「開削工法による延長300m以上、かつ推進工法による延長20mの下水道管渠工」)、一つの工事で双方の要件を満たしていなければ評価の対象とならないのか、それとも一つの工事で一つの要件を満たしていれば評価の対象となるのか。

A : 同種工事および同種・類似工事の欄で記す評価要件の審査は、一契約単位で行うこととし、予め総合評価方式個別説明書でお知らせしています。

お問合せの件のように評価要件として2つの要素が同時に設定されている場合は、一つの工事請負契約において、2つの評価要件を同時に満たしていることにより、評価の対象となります。

Q 3 : 電子申請システムに係るシステム障害時の取扱いについて

総合評価方式個別説明書に定める期間内に電子申請システムにより、技術評価点自己評価表等を送信しようとしたが、システムに障害が起き送信することができない。この場合、申請することは出来ないのか。

A : システム障害により申請が出来ない場合に限り、紙申請方式参加承諾願による申請を認めています。

原則として、入札公告の総合評価方式個別説明書に記載する技術評価点自己評価表等の提出締切日の午後 5 時までに技術管理課へ提出してください。

午後 5 時を過ぎた場合は、承諾の手続きはできません。

詳細については、新潟市ホームページで掲載の「総合評価方式における電子申請システムにかかるシステム障害時の取り扱いについて」をご確認ください。

◆ 工事の施工能力【企業の能力】に関する事項

Q4：工事成績（平均点）について

工事成績（平均点）は、過去5ヶ年度の平均点で評価されるが、過去5ヶ年度で1件の工事施工実績しかない場合は、その工事の点数が工事成績（平均点）となるのか？

A： 対象期間内（過去5ヶ年度）の工事施工実績が1件であれば、その工事の成績評定点が工事成績（平均点）となります。

なお、工事成績（平均点）は、「土木一式」、「建築一式」、「管」、「電気及び電気通信」、「造園」、「舗装」など、12種の区分で行うこととしています。

Q5：同種、同種・類似工事の捉え方について

同種工事または同種・類似工事の評価に関して、評価要件として「延床面積〇〇㎡以上」とあるが、図面の特記仕様書に床面積の記載がない場合、概要図に床面積の記載がない場合、面積表がない場合等が多々ある。

このような場合、図面の寸法を拾い出して計算し、書面にして図面に添付すれば証明する書類として認められるか。また、他に簡単な方法があればご教示願いたい。

A： 入札案件において、工事内容や規模に関する審査は慎重に行う必要があります。

審査方法として、第一には、（一財）日本建設情報センターが発行するCORINSの竣工時工事カルテ受領書（写しで可）に記載された内容を確認します。

確認作業において、評価する工事内容とその規模を特定して認識できない場合、工事内容や規模が明確に確認できる図面や設計書、及び距離や面積等の計算表を提出していただく必要があります。

事前にCORINSの竣工時工事カルテ受領書の内容を確認いただき、補足する資料が必要かどうか検討してください。

（特に、民間発注等により、CORINS登録がされないため竣工時工事カルテ受領書がない場合、当初の提出時において、工事内容とその規模が確認できる図面や設計書、及び距離や面積等の計算表を提出してください。）

Q6：総合評価方式受注回数、受注実績の対象範囲について

受注回数と受注実績については、新潟市及び新潟市水道局が発注する工事の受注実績と考えればよいか。

A： 受注回数と受注実績の対象は、新潟市水道局および新潟市市民病院が発注する工事を除く新潟市発注工事を範囲とします。

◆ 工事の施工能力【配置予定技術者の能力】に関する事項

Q 7 : 配置予定技術者を複数入札案件に記載した場合について

複数の入札案件に対して、1人の配置予定技術者で入札参加し、同時に2案件の落札候補者になった場合、どのような取り扱いになるか。

A : 「自己評価にあたっての留意事項」の総合評価方式受注回数の【複数案件の落札候補者となった場合の取り扱い】でお知らせしていますが、基本的には、「当該配置予定技術者が同一人の場合は、上記の方法・順序で審査し、最初に落札候補者となれるもの以外は回数に数えず失格」となります。

ただし、配置する技術者については、令和2年3月27日付け財務部契約課発出の「現場代理人及び技術者等の適正配置について（一部改正）」及び平成28年3月25日付け財務部契約課発出の「補助技術者の配置について」を運用しています。

総合評価方式における技術者兼務の緩和措置については、令和2年4月1日付け技術管理課発出の「総合評価方式案件における主任技術者及び補助技術者（専任補助者）の専任要件の緩和措置の取扱いについて」でお知らせのとおり、条件によっては“失格”としない扱いを設けています。

詳しくは、上記でお知らせする文書を、ホームページでご確認ください。

Q 8 : 配置予定技術者の役職について

同種工事および同種・類似工事の施工実績に関して、配置予定技術者を評価する場合、主任（監理）技術者または現場代理人として従事した工事のみを評価対象とし、担当者として従事した工事は評価対象外という取り扱いか。

A : 評価する配置予定技術者の施工実績の従事役職は、主任（監理）技術者または現場代理人として従事した工事が評価対象となります。

ただし、平成28年3月25日付け財務部契約課発出の「補助技術者の配置について」を適用し配置した技術者については、主任（監理）技術者と同様の評価とします。

Q 9 : 配置予定技術者の資格の範囲について

機械器具設置工事の資格には、1級・2級に相当するものではありません。管工事技術者資格を有する場合は、1級相当とみなして配点を「1点」としてよいか。

A : 機械器具設置工事に関して必要な資格としては、建設業法施行規則第7条の3に示されており、技術士（補）を対象に評価します。

Q 1 0 : 配置予定技術者の途中交代について

配置予定技術者の評価要件として、『契約工期全てに従事していた工事、もしくは技術者が途中交代した場合は、当該工事の契約工期（中止期間がある場合、中止期間を除く）の2／3以上に従事していた工事が評価の対象となります。』とあるが、①病気を理由に退職し、技術者の変更をした場合でも、2／3以上従事していないと実績として認められないのか。②2／3以上従事していた退職技術者が、病気の回復後、他社へ復職した場合は、実績として認められるのか。

- A : ①について、理由に拘わらず、評価に必要な従事期間（ご質問の場合は2／3以上）を満たしていなければ実績として認められません。
- ②について、配置予定技術者の評価は、会社ではなく技術者個人について評価するものです。
- 評価に必要な従事期間（ご質問の場合は2／3以上）を満たせば、復職した他社の従業員個人の実績として認められます。

Q 1 1 : 配置予定技術者の CORINS 以外の実績証明について

配置予定技術者の能力に関して、落札候補者となった場合の提出資料が「自己評価にあたっての留意事項」に示されているが、その中で、「また、CORINS の竣工時工事カルテ受領書以外を提出する場合などは、別途、配置予定技術者が技術者として従事した期間が確認できるものを提出して下さい。」とあるが、具体的にはどのような資料か。

- A : 配置予定技術者の実績に係る審査は、公共性の高い「CORINS の竣工時工事カルテ受領書」の内容確認を第一に考えています。「CORINS の竣工時工事カルテ受領書」には、配置予定技術者が審査当該工事に従事した期間やどのような立場で従事したかが明確に記載されていることから、迅速で的確な判断ができます。このため、「CORINS の竣工時工事カルテ受領書」以外で「配置予定技術者が技術者として従事した期間」を確認するには、施工計画書と施工実施書、工程管理書面、出勤簿（出面表）、労働災害保険契約等に関する書面等を挙げるができます。

Q 1 2 : 配置予定技術者の実績証明の取得方法について

配置を予定する技術者が以前に在籍していた会社の倒産により、「工事成績評定点」の入手が困難です。市に問い合わせることが出来るのか。また、再発行は可能なのか。手順があるようであれば、教示願いたい。

- A : 新潟市発注工事であれば、工事検査課にて「工事成績評定点」の閲覧が可能です。閲覧により工事成績評定通知書が確認できた場合、そのものについて、実費支払によりコピーでの入手ができます。

◆ 地域・社会貢献度 に関する事項

Q 1 3 : 災害時活動協力の評価について (その 1)

災害時活動協力の評価については、新潟市との災害協定の有無（現年度（公告日前日まで）及び過去3ヶ年度内の協定）とある。実例として、平成28年4月1日、新潟市長と〇〇区を区域として、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合について、応援を要請するものとする。」という申し合わせ書を取り交わしている。申し合わせ書中、第6条に、「この協定の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。」と規定されています。

この場合、災害協定として過去3ヶ年度の〇〇区内での評価対象となるでしょうか。

A : ご質問の申し合わせ書は、有効期間が平成29年3月31日で終了していますが、現年度（公告日前日まで）及び過去3ヶ年度内の協定の範囲内にあることから、評価の対象となります。

Q 1 4 : 災害時活動協力の評価について (その 2)

〇〇工事業協同組合は、平成22年3月26日に新潟市と災害時の応援業務に関する協定を結んでおり、第9条に「この協定の期間は、平成22年3月26日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれか一方から何らかの意思表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。」と規定されています。

〇〇工事業協同組合に確認したところ、この協定は、現在も有効と回答がありました。当社は、〇〇工事業協同組合に加入しています。

この場合、現年度（公告日前日まで）及び過去3ヶ年度内の協定の範囲内として、評価の対象となるでしょうか。

A : 貴社が上記団体に加入し、この協定に基づく業務に従事することを証明する書類と〇〇工事業協同組合が新潟市と結んでいる協定書の写しの提出があれば、評価の対象となります。詳しくは、「自己評価にあたっての留意事項」を参照してください。

Q 1 5 : 除雪協力について (その 1)

これまで契約書と除雪路線図が一体となっていたが、今年度の契約書は、除雪路線図が一体となっていない。総合評価方式入札に関わる技術資料として提出する除雪路線図は、契約書と離れていてもよろしいか。

A : 除雪契約に関する契約書類の作成方法は、契約を担当する区役所等により若干、体裁が異なることを確認しています。総合評価方式入札における審査では、契約書の書面と契約により担当する路線を確認することが必要となります。

この際、契約書の書面と除雪路線図の写しで審査しますので、除雪路線図が契約書から離れていても支障ありません。

Q 16 : 除雪協力について (その2)

A区建設課と道路除雪作業に係る委託契約を結び、B区建設課と歩道除雪作業に係る委託契約を結んでいる。

それぞれ除雪協力が「有」で、評価の対象となるでしょうか。

A : それぞれ除雪協力の評価の対象となります。

除雪機械の保有の有無や工事施工場所と同一区内・外で、配点ランクが異なりますので、詳しくは「自己評価にあたっての留意事項」をご確認ください。

また、作業の単独契約で評価の対象とならない作業契約もあります。

詳しくは、平成 25 年 9 月 25 日付け、技術管理課発出の「総合評価方式における「除雪協力」の取り扱いについて (周知)」をご確認ください。

Q 17 : ボランティア活動について

毎年、新潟市〇〇区にあります「新潟市〇〇〇〇センター (新潟市〇〇公民館)」にて、敷地内の除草清掃活動のボランティアを行っています。このような施設でのボランティア活動は加点の対象となるか。

A : お問合せの施設は、不特定多数の人が自由に出入りできる公共的施設の敷地であり、実施した活動については、評価の対象となりますが、評価対象として認められるには、ボランティア実施について、会社定款への定め又は役員会での議決書、活動協定書、活動報告書などの資料で証明することが必要です。

Q 18 : 新たに予定するボランティア活動について

森林 (海岸松林) の保全活動を行うため、「にいがた緑の百年物語緑化推進委員会 (新潟県がサポート)」より所有者を紹介してもらい、企業または団体と土地所有者が社会貢献活動協定を締結して実施することを予定している。評価対象となるか、また、活動を証明する資料や社会貢献活動に参加する企業・団体への活動証明は、社会貢献活動協定を締結した企業名または団体名の発行でかまわないか。ご教示願いたい。

A : 「にいがた緑の百年物語緑化推進委員会 (新潟県がサポート)」が仲介する「企業と所有者の社会貢献活動協定」は、外見的に評価対象になるものと思われませんが、具体的な活動内容や計画が把握できず、要件を完全に満たしているか十分な確認ができないため、回答はできません。

評価対象として認められるには、会社定款への定め又は役員会での議決書、活動協定書、活動報告書などの資料で証明することが必要です。

活動の証明者については、社会貢献活動協定書の当事者である企業・団体が、活動を証明することが可能であり、証明すべきです。

Q 19 : ボランティア活動の評価区分について (その1)

ボランティア活動には年数による評価区分があるが、継続3ヶ年度以上というのは、同一のボランティア活動（NPO 法人等）を継続することと考えるのか。

A : ボランティア活動の内容が「自己評価にあたっての留意事項」に記載する評価要件に該当すれば、毎年度、同一の活動である必要はありません。

Q 20 : ボランティア活動の評価区分について (その2)

中央区の同一場所で平成29年10月23日と平成30年10月1日の2ヶ年度、ボランティア清掃活動を行い、活動証明として、自治会長押印の活動証明書がある。

この場合、「同一区内で継続して2ヶ年度以上の実績がある」と判断してよろしいか。

また、平成28年度から複数区でボランティア活動を行っている。主催者からの参加証明書、新聞記事、自治会長・町内会長からの活動証明書などがある。

このような場合、「継続して3ヶ年度以上の実績がある」と判断してよろしいか。

A : 中央区でのボランティア活動が、「自己評価にあたっての留意事項」に記載する評価要件に該当すれば、「工事施工場所と同一区内で2ヶ年度以上の実績がある」として評価対象となります。

複数区での活動については、上記同様、評価要件に該当すれば、「継続して3ヶ年度の実績がある」と判断されますが、ボランティア活動の実施場所と工事施工場所との関係により評価点が異なることとなります。ご注意ください。

Q 21 : ボランティア活動における注意事項について

ボランティア活動の中には、事前に参加者名簿などで申し込みを行い活動に参加するものと事前申し込みなしで当日活動に参加するものがあります。

いずれも「企業として参加したボランティア活動」となるでしょうか。

A : 予め活動前に企業として参加意思を示し実施したもの、活動内容をチラシで配布等を行い、当日の活動前に主催者団体に企業として参加することについて了解を得て実施したものは、「企業として参加したボランティア活動」となります。

ただし、いずれも主催者団体から活動に参加したことの証明を受けてください。

あわせて、活動状況のわかる写真を撮影しておいてください。

Q 2 2 : 市内企業の活用において元請が手配・発注した機器や材料について

元請が手配・発注した機器や材料については自社施工の工事費として扱うのか。

A : 元請企業が自ら購入した建設資材、レンタル、リース等の契約及び建設廃棄物処理業務契約等は、元請人の自社施工の工事費となります。

Q 2 3 : 市内企業の活用の共同企業体の場合の扱いについて

本社（本店）が市外又は県外の業者と本社（本店）が市内業者の J V の場合、どのような評価の扱いとなるのか。

A : 共同企業体で入札参加する場合、単体企業での入札参加と同様に、共同企業体構成員全員が技術評価点自己評価表（企業体用）に記入する必要があります。“市内企業の活用”が評価項目として設定された場合、自己評価表の審査は、構成員に対して単体企業での入札参加と同様に行います。

Q 2 4 : 市内企業の活用率について

評価項目で「市内企業の活用」の評価基準の計算の仕方について、理解に苦しんでいるため、元請企業が市内本社の場合と元請企業が市外本社の場合の例を示して欲しい。

A : 請負契約金額を1億円とし、この内、下請契約金額の総額を2,000万円と仮定しての例示をします。（共通費における現場経費および一般管理費に係る経費は、元請企業の経費として取り扱います。また、元請企業が契約の当事者となったレンタルやリースに要する経費も元請企業の経費として取り扱います。）

計算式は、「自己評価にあたっての留意事項」に記載のとおり、
割合(%) = 「工事費総額(自社施工及び一次下請け施工の和)」 ÷ 「請負金額」 です。

【元請企業の本社（店）が**市内**にあり、下請契約金額2,000万円全てを
市外に本社（店）のある企業と下請契約した場合の例】

割合(%) ⇒ (100,000-20,000) / 100,000 = 80,000 / 100,000 ⇒ **80%**

【元請企業の本社（店）が**市外**にあり、下請契約金額2,000万円全てを
市内に本社（店）のある企業と下請契約した場合の例】

割合(%) ⇒ 20,000 / 100,000 = 20,000 / 100,000 ⇒ **20%**

Q 2 5 : 市内企業活用率の未達成について

一次下請先を市内業者で考えていたが、職人不足で急遽県外業者を使わなければならなくなった場合、ペナルティが課されるのか。

A : 工事発注課において、「**施工体制台帳等**」により、市内企業の活用状況を確認し、自己評価の配点ランクを満足していないと判断された場合、「総合評価点算定基準」により、工事成績評定点を減点することとなります。

◆ 客観的な優良性 に関する事項

Q 2 6 : ISO9001, ISO14001 の認証登録について

ISO9001 及び ISO14001 への認証登録へ向けて 2018 年 5 月中旬の 2 日間に於いて認証登録に必要な審査を受け無事、終了した。その際、審査員から、書類上軽微な不適合 6 項目を早期に改善することを条件にした認証登録推薦状が発行された。

正式な認証登録が発行されるまで急いでも 1 カ月～1 カ月半位必要と明言されたので、当社として今後、一般競争入札に参加する場合、認証登録されたという判断で評価項目、自己評価表に加点対象としてよいか。

A : ISO9001 または ISO14001 の認証取得の評価は、公告日現在において有効な認証取得を評価対象とし、認証を証明する書類を確認します。

ご質問のケースにおいて、推薦状は、「書類上軽微な不適合 6 項目を早期に改善することを条件」にしており、この改善が確認されない限り登録推薦がされないものと思慮できます。正式な認証登録が確認できた後、加点対象となります。

Q 2 7 : 優良工事表彰等について

実績工事に、開削 350m および推進 200m の管渠工を含む下水道工事があり、優良工事表彰を受けているが、この場合、開削、推進ともに優良工事表彰の加点評価となるか。

A : 上記の実績工事における主たる“工(業)種”及び“種目”により、表彰区分が異なります。

具体的には、下記のとおりです。

- ① 工(業)種が“土木一式”で種目が“一般土木”の場合は、「開削」
- ② 工(業)種が“土木一式”で種目が“セミシールド・小口径推進 (800mm 未満)
“下水道等推進 (800mm 以上)”
“下水道等シールド (1350mm 以上)”

の場合は、「推進」での表彰として評価します。

よって、「開削」または「推進」のいずれかで加点評価となります。

◆ 高齢者雇用、障がい者雇用 に関する事項

Q 2 8 : 落札候補者となった場合の提出資料について

落札候補者となった場合、雇用者名が記載されている個人情報を含む資料を提出しなければならないのか。

A : 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないと労基法 15 条（労基法規則 5 条）で規定しています。

総合評価方式における高齢者雇用、障がい者雇用についての確認は、当事者間の契約内容を示す書面（一般的には、厚生労働省が示す労働条件通知書【モデル】によるもの）と雇用保険加入状況を示す書面（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書）によりの確な確認を行うこととしています。

上記書面において、個人を特定する氏名、年齢、性別、採用年月日、採用条件等の事項は、必須の確認事項ですが、賃金に関する事項を確認する必要はありません。

提出の際、賃金に関する事項を黒塗りで視認不可としていただいで構いません。

Q 2 9 : 総職員数の取扱いについて

令和 1・2 年度継続建設工事競争入札資格審査申請を行い、現在、入札参加資格者名簿に登載されている。今後、更新のため、令和 3・4 年度継続建設工事競争入札資格審査申請の手続きをした場合、弊社の総職員数は、この継続審査申請提出時点での総職員数と考えてよいか。

A : 基本的に、令和 3・4 年度建設工事入札参加資格申請（継続）に記載された総職員数は、令和 3 年度以降に適用されることとなります。

やむを得ない特別の事由（年度途中の新たな入札参加登録や会社組織の変更など）がない限り、令和 2 年度の「高齢者雇用に関する評価」、「障がい者雇用に関する評価」においては、令和 1・2 年度建設工事競争入札資格審査申請（継続）に記載された総職員数の適用となります。

Q 3 0 : 高齢者雇用、障がい者雇用と本社の位置の関係について

新潟市内の雇用確保の為の評価と認識しているが、本社（本店）が県外の業者についても同じような評価となるのか。

A : 高齢者雇用、障がい者雇用の評価は、本社（本店）の所在地に拘わらず評価は一律です。